

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 曹 承美

本論文は名目金貸付を、有力な寺社等が江戸幕府にあらかじめ届け出て、取り立ての支援を受けることを認められた貸付として捉え、それが18世紀後半に成立・展開する様相を論じる。

第一部「近世名目金貸付の成立」では、京都の妙法院等を例に名目金貸付の成立過程をたどる。妙法院の場合は、幕府資金による伽藍修復の要望を却下され、幕府公認の募金活動も成果を得ず、1757年に京都・大坂で貸付を開始した。当該期に貸付を始めた諸寺院は、返済を命じる布達を幕府に請願するが、幕府はそれと引き換えに、貸付総額を定めて低利・長期にし、借主の名前や金額を奉行所に報告する等の条件を個別につけて貸付の統制を図ったとする。寺院は貸付を町人の支配人に委ねたが、それを監理し、奉行所が町の意向を聴いて支配人の任用を許可するなど、寺院・支配人・幕府という異なる主体が関わる複層的な性格を帯びたとする。

第二部「名目金貸付に対する幕府の認識」では、その後の幕府の姿勢を分析する。1775年に老中は、寺社が貸付金を願い出た場合には、その資金を幕府役所に差し出させて貸し付けさせる旨の指示を出した。それは京都町奉行の意見で修正されたが、京都では借用者名や金額を町奉行所に届け出ることを一律に義務づけ、名目金の把握を進めたとする。また大坂では、貸付金の裁判において名目金を優先して取り扱ってきたが、それを悪用する出資者が多く、1788年にはその取り扱いを撤廃した。幕府は再び名目金貸付を幕府役所に直轄させる案も議論していたが、すでに金融市場のなかで定着していた名目金を存続させ、弊害を最小限にする方法を選択したと論じる。

第三部「名目金貸付と公金貸付の諸関係」では、幕府自身の貸付との関係を検討する。幕府は1764年に勘定所役人を京都へ派遣して名目金の不正を調査し、町奉行所管轄の名目金を回収して、翌年その一部を江戸で町年寄に貸し付けさせ、寺社修復のための運用を開始した。そしてそれをモデルとして1771年に在方手当金という公金の貸付を江戸で始めたことを明らかにする。名目金貸付と公金貸付とは深く関わっており、幕府は名目金貸付が大名への資金融通・援助の機能を果たしていたことを認識し、それが破綻しないよう配慮したとする。一方で幕府委託の名目金では、貸付先などについて寺社と幕府の意向が齟齬することもあったと指摘する。

終章では、幕府が政策的に関与した名目金貸付の特質を整理し、今後は、時期的な変化、地域的特性、門跡寺院自体や支配人、朝幕関係などに注目して、その性格をさらに追究する必要性を提起する。

従来、名目金貸付は近世社会の分解・解体を促進した特権的高利貸として扱われる傾向が強かったが、本論文ではその複層的な性格を指摘しつつ幕府の関与や意図を追究し、寺社や大名の財政を成り立たせる金融政策としての側面を積極的に論じた。検討した時期や局面が限られ、当該期の金融全体への位置づけを欠く等の課題は残るが、難解な史料を正確にたどる実証の水準は高く、長らく研究が低調だった当該テーマを刷新させる基盤となる成果であり、博士(文学)にふさわしいと判断した。